

備考
新潟県新潟市東区寺山3丁目15番18号 住所記載 新潟市建築住宅課 (R3.6.4. 署 31 号)
注意事項
<ol style="list-style-type: none">1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。